

TOCHIREN SEMINAR

土地連セミナー

2020



土地連セミナー プログラム

日 時:2020年(令和2年)2月28日(金)
14時30分～16時30分

会 場:ザ・ビーチタワー沖縄 2階 会議室

1 開 会

2 会長挨拶

一般社団法人

沖縄県軍用地等地主会連合会

会 長 眞喜志 康 明

3 基調講演

「沖縄の振興と跡地利用」

内閣府 沖縄総合事務局

総務部長 後 藤 一 也

4 事例報告

(1)「跡地利用特措法をめぐる問題と課題」

一般社団法人

沖縄県軍用地等地主会連合会

元会長 浜比嘉 勇

(2)「返還された駐留軍用地の跡地利用に向けた地主会の取り組み」

一般社団法人

北谷町軍用地等地主会

会 長 喜友名 朝 孝

浦添市軍用地等地主会

会 長 宮 城 健 英

5 閉 会

はじめに

「土地連セミナー」は、沖縄における返還跡地をめぐる情勢や実態等について専門家からの意見等を聞いて、地主会関係者・地権者の理解を深めていくために開催しており、7回目を迎えます。

これまでの「土地連セミナー」では、沖縄振興における跡地利用の在り方、軍用地と返還跡地をめぐる状況等について取り上げてきました。

本年度は、2012年（平成24年）に施行された「跡地利用特措法」が2022年（令和4年）3月末日をもって失効することから、同法律の期限延長及び改正に向けた取り組みに繋げるため、同セミナーを開催することといたしました。

基調講演では、「沖縄の振興と跡地利用」というテーマで、沖縄総合事務局総務部長である後藤一也氏より、戦後、国の責務として振興施策が実施され、約半世紀を経過した沖縄県の現状と今後の振興、そして今後の返還によって、沖縄県の振興に大きく寄与することが期待される駐留軍用地の跡地に課せられた役割などについてご講演いただきます。

事例報告では、「跡地利用特措法をめぐる問題と課題」というテーマで、本会元会長の浜比嘉勇氏より、現行法「跡地利用特措法」が施行されるまでに本会が取り組んできた活動等についてご報告いただきます。また、「返還された駐留軍用地の跡地利用に向けた地主会の取り組み」というテーマで、北谷町軍用地等地主会会長の喜友名朝孝氏、浦添市軍用地等地主会の宮城健英氏よりご報告いただきます。

本セミナーが、参加された皆様にとって、軍用地等に係る諸問題の解決や跡地利用の推進に向けた一助となれば幸いです。

2020年（令和2年）2月

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

基調講演

沖縄の振興と跡地利用



<講師プロフィール>

内閣府 沖縄総合事務局

総務部長 **後藤 一也氏**

平成5年4月 総務庁入庁

22年7月 内閣府大臣官房総務課企画官

24年9月 同 大臣官房公文書管理課企画官

25年6月 内閣官房内閣参事官(内閣広報室)

27年7月 内閣府大臣官房参事官(政府広報室担当)

29年7月 同 沖縄総合事務局総務部長

I 沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み

II 沖縄総合事務局の概要

I 沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み

資料 1

◆沖縄の特殊事情

- ・歴史的事情
先の大戦における苛烈な戦禍。
(一般住民9.4万人を含む沖縄県民12万人以上が死亡。計20万人の犠牲)
- ・地理的事情
東西1,000km、南北400Kmの広大な海域に多数の離島(約160)が点在し、本土から遠隔。
- ・社会的事情
国土面積の0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70%が集中。脆弱な地域経済。

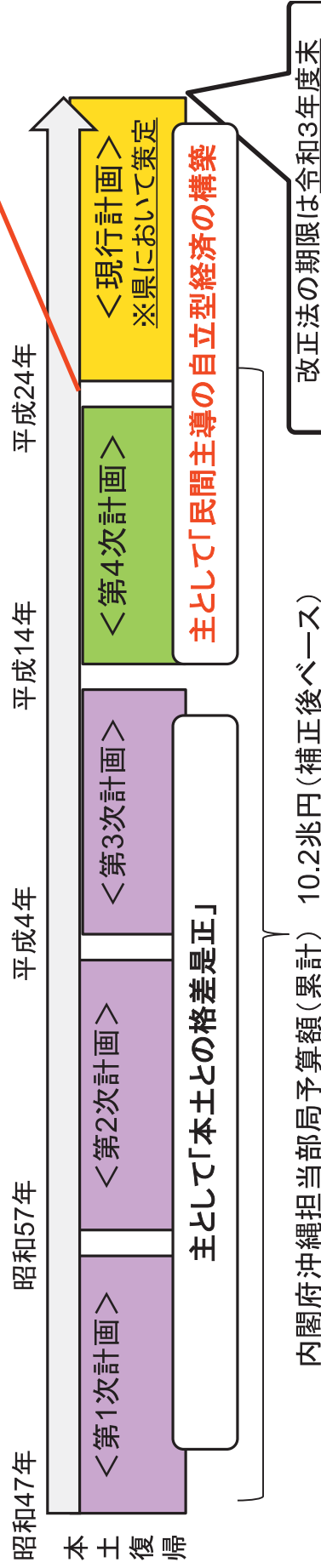
◆国の責務としての沖縄振興

- 沖縄振興特別措置法
(全会一致の特別立法)
- 沖縄振興基本方針
(内閣総理大臣が策定)
- 沖縄振興計画
(沖縄振興基本方針に基づき、
沖縄県知事が策定)

- ・必置の特命担当大臣
(沖縄政策協議会)
- ・総理を除く全閣僚から成る協議の場合
(沖縄政策協議会)
- ・内閣府沖縄担当部局
(政策統括官、沖縄振興局)
- ・国の総合的な出先機関
(沖縄総合事務局)
- ・国会における特別委員会
(沖縄及び北方問題に関する特別委員会) など

- ・沖縄関係予算の内閣府への一括計上
- ・沖縄独自の一括交付金制度
- ・他に例を見ない高率補助(9/10など)
- ・各種地域制度
- ・各種優遇税制
ヒト(観光)、モノ、カネ、情報
分野における各種特別措置
- ・沖縄振興開発金融公庫 など

◆沖縄振興計画による振興策

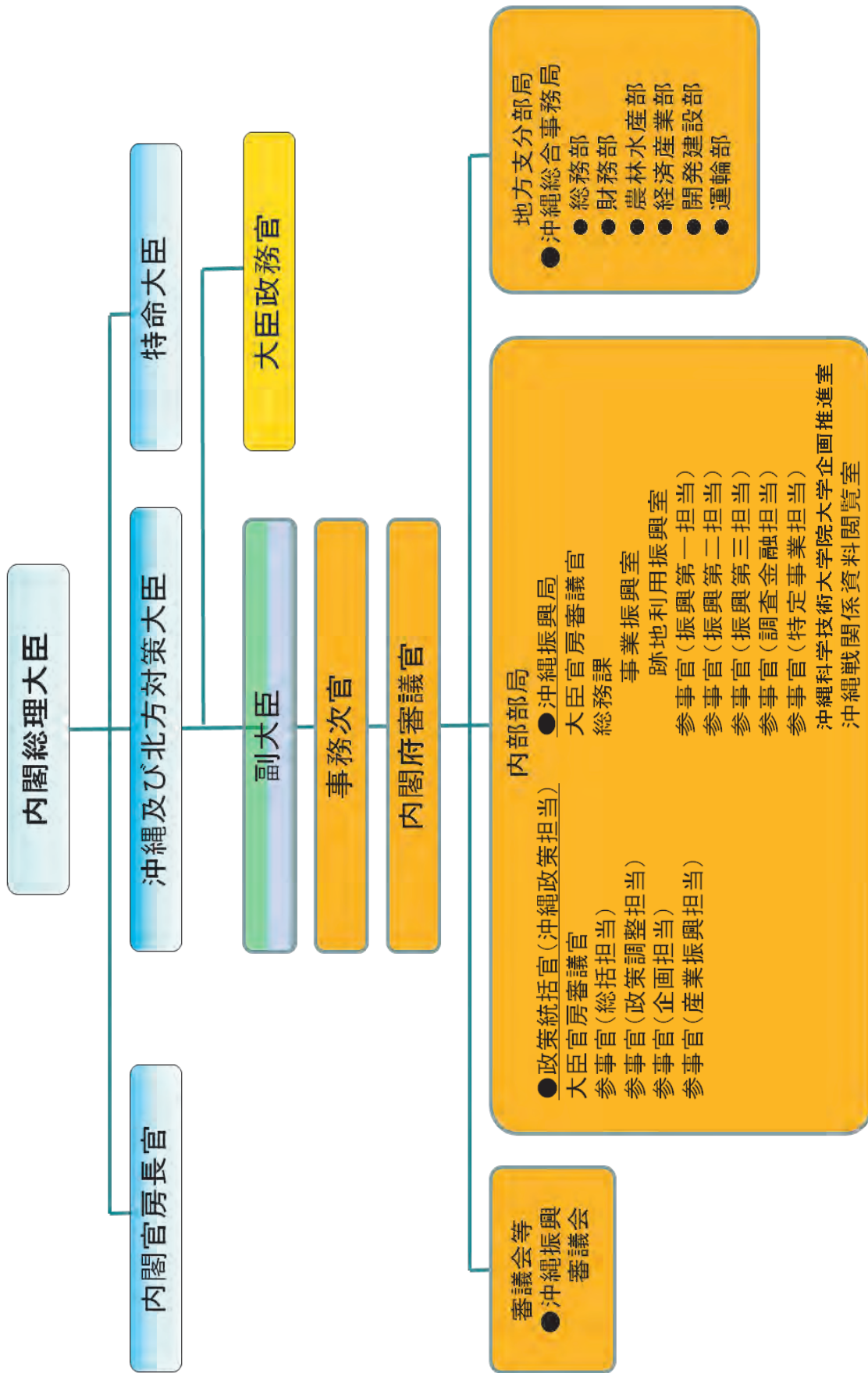


Ⅱ 沖縄総合事務局の概要

資料 2

1 内閣府沖縄担当部局機構図

内閣府沖縄担当部局機構図



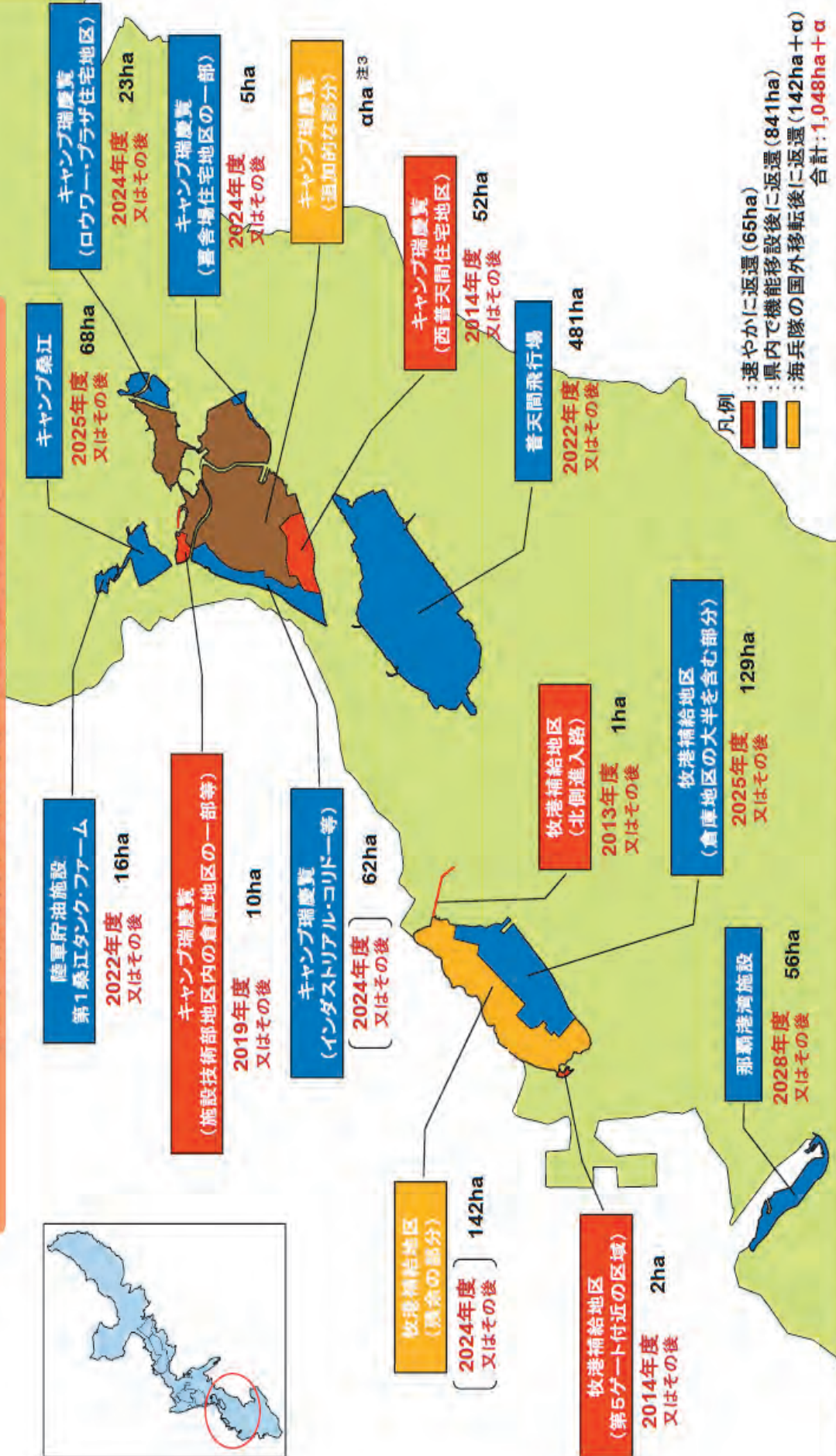
2 沖縄総合事務局の組織と所掌事務

- 沖縄総合事務局は、昭和47年5月15日の本土復帰と同時に、沖縄の振興開発を一元的・効率的に推進するため、沖縄開発庁の地方支分部局として設置され、平成13年1月6日の省庁再編に伴い内閣府の地方支分部局として再編され、現在に至る。
- ダム、道路、港湾、空港等の社会資本の整備、農林水産業の基盤整備等の公共事業のほか、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の地方支分部局の業務を行う国の総合出先機関となっている。
- 総務部、財務部、農林水産部、経済産業部、開発建設部及び運輸部の6部と19事務所からなり、各省の地方支分部局において所掌することとされている事務を執行するに当たっては、各所管大臣の指揮監督を受ける。

地方支分部局	沖縄総合事務局	指揮監督者
公正取引委員会事務局の地方支分部局	総務部公正取引室	公正取引委員会
財務局	財務部	財務大臣、金融庁長官、証券取引等監視委員会
地方農政局	農林水産部	農林水産大臣
経済産業局	経済産業部	経済産業大臣
地方整備局	開発建設部	国土交通大臣
地方運輸局	運輸部	国土交通大臣

資料 4

嘉手納飛行場以南の土地の返還



注1: 時期及び年数は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に転移するための米政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する可能性がある。さらに、括弧が付された時期及び年数は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるもの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。従って、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。

注2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。

注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

沖縄振興基本方針（抄）

〔平成24年5月11日
内閣総理大臣決定〕

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項

沖縄には我が国における米軍専用施設・区域の約74%が集中しており、その存在は、我が国と東アジア地域の安定に寄与する一方で、土地利用やまちづくり等の大きな制約となって県民生活に様々な影響を及ぼしており、沖縄に集中する基地負担の軽減を進めていく必要がある。

このような米軍施設・区域の集中を含む社会的事情も総合的に勘案し、沖縄振興に努めてきたところであり、また、返還される駐留軍用地の跡地は、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間となることから、跡地の迅速かつ効果的な利用を進め、当該地域ひいては沖縄全体の振興につなげていく必要がある。

本年3月に改正された沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）に基づき、国の責任を踏まえ、沖縄県及び関係市町村と密接に連携しつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するため、支障の除去に関する措置、駐留軍用地への立入りのあっせん、給付金の支給、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化、跡地利用に関する協議等に取り組む。

大規模な駐留軍用地跡地の利用は、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、跡地利用に向けた関係者の合意形成を促進し、迅速かつ効果的な跡地利用を進めるため、今後とも、国は、地方公共団体、民間事業者等関係者間の役割分担や相互の協力・連携等について、積極的な検討を行い、実施していく必要がある。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

(平成七年五月二十六日法律第百二号)

(基本理念)

第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。

2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。

3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。

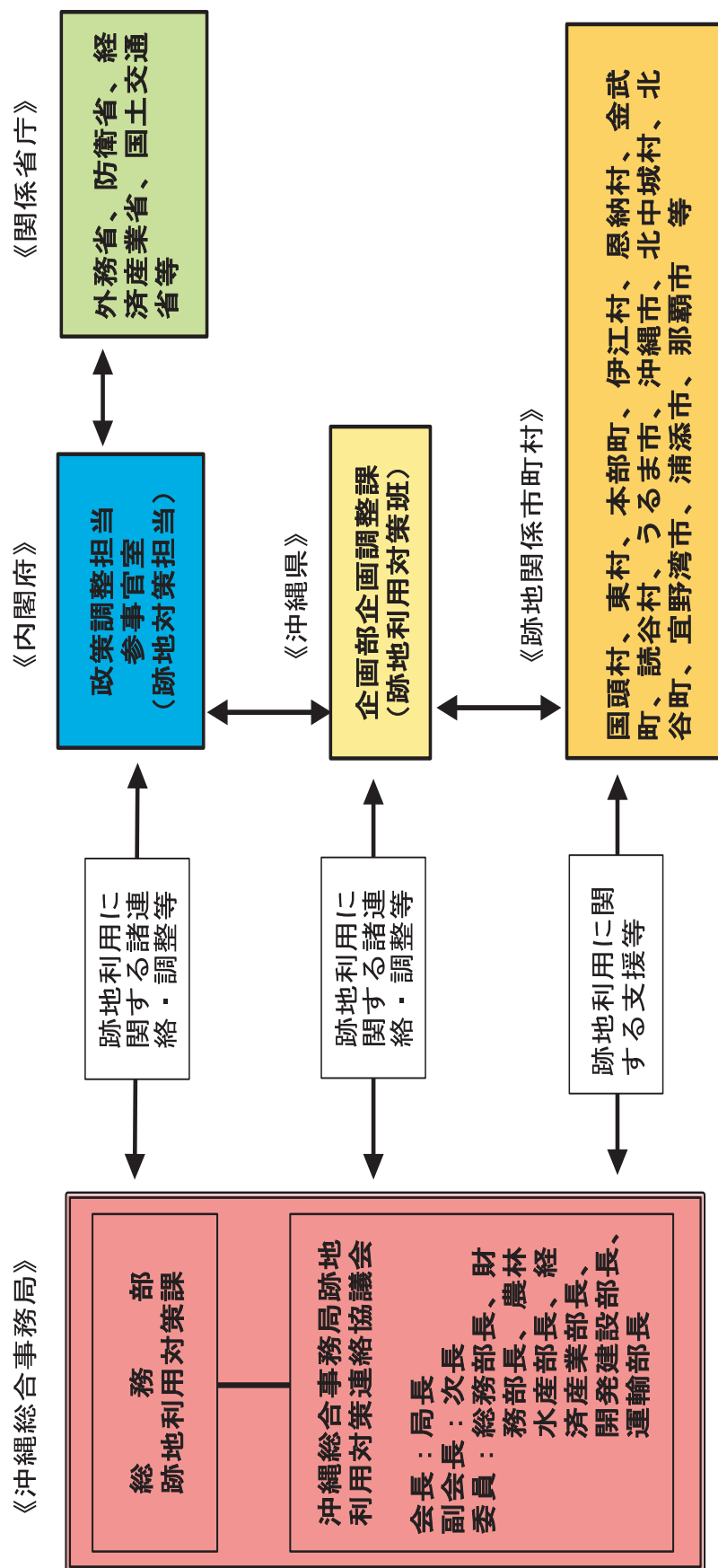
(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

資料 7

跡地利用推進に係る関係機関との連絡調整等



沖縄総合事務局における主な市町村支援事業

専門家派遣事業

土地区画整理事業など跡地利用等に関し専門的な知識を有する専門家（「アドバイザー」や「プロジェクト・マネージャー」等）を市町村の要望を踏まえて派遣し、跡地利用の推進及び円滑化を支援。

跡地利用推進セミナーの開催

跡地関係市町村の担当職員、地主会の会員等を対象にセミナーを実施。以下、今年度テーマ

- ・「半世紀を迎える沖縄振興～今後の跡地利用に関する展望と課題～」
- ・「持続可能性なまちづくり～ポータルランド 世界で一番住みたい街をつくるに学ぶ～」

先進地事例調査

跡地関係市町村の担当職員、地主会の会員等のスキルの向上を図り、広域的な観点から跡地利用ができるような体制を構築するため、調査を実施。

今年度は千葉県柏市の「柏の葉スマートシティ」、「千葉大学内植物工場」を訪問。



自動運転バス実証実験

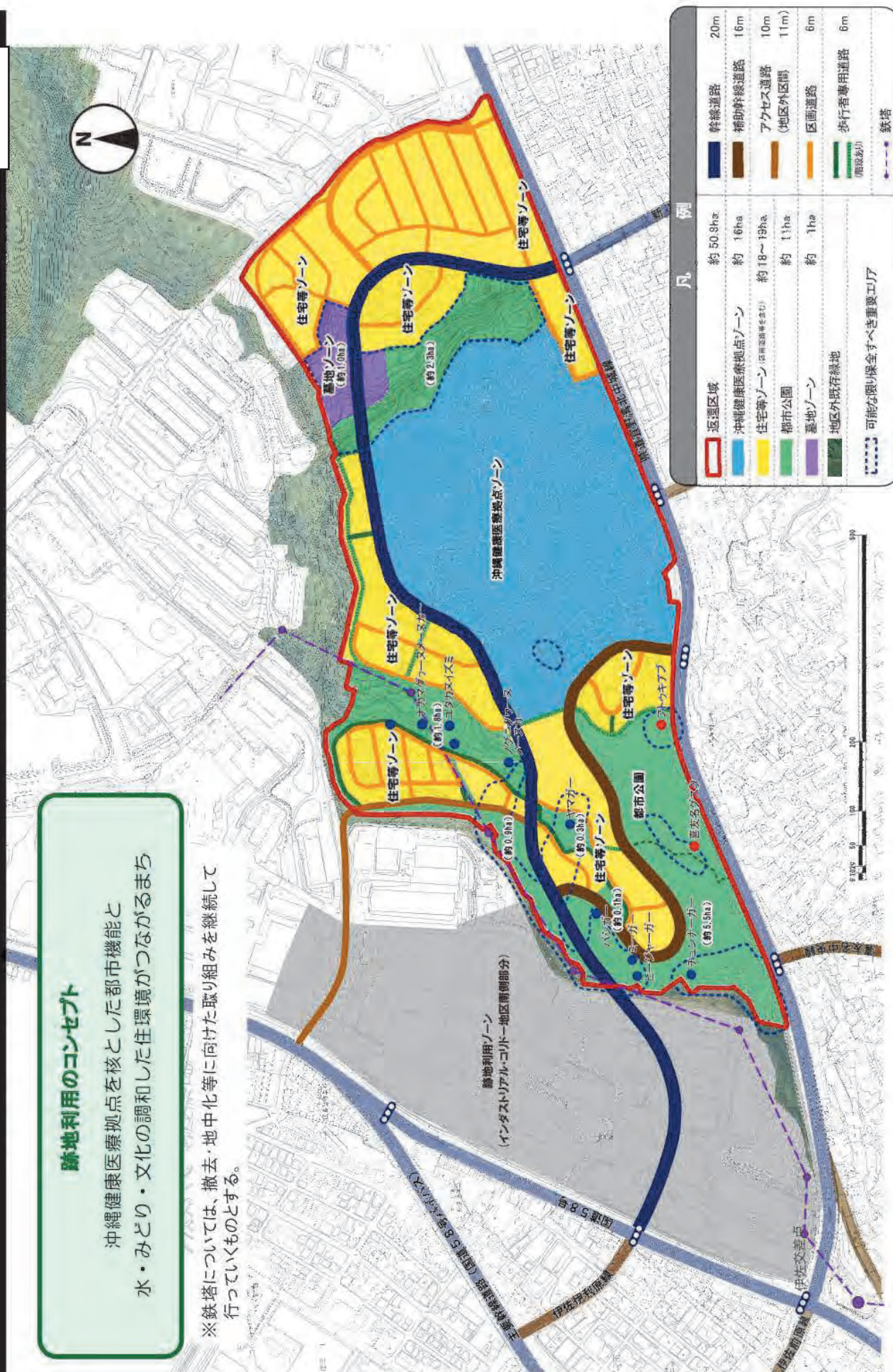


植物工場内

跡地利用のコンセプト

水・みどり・文化の調和した住環境がつながらまち
沖縄健康医療拠点を核とした都市機能と

※鉄塔については、撤去・地中化等に向けた取り組みを継続して行っていくものとする。

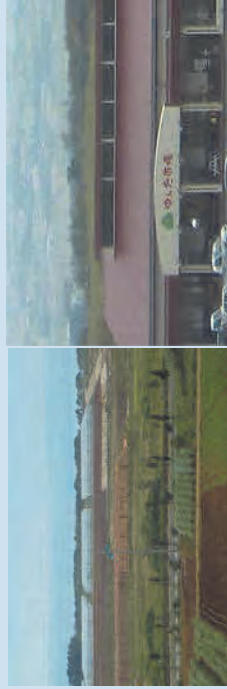


(出典: キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画(宜野湾市HP))

主な跡地利用の事例

読谷補助飛行場

- ・農業的利用及び農業施設等の整備



キャンプ瑞慶覧(ハンビー飛行場地区)

- ・大規模商業施設等の整備



キャンプ瑞慶覧(アワセゴルフ場地区)

- ・大規模商業施設等の整備



那覇空軍・海軍補助施設(小禄金城地区)

- ・大規模商業施設等の整備



牧港住宅地区(那覇新都心地区)

- ・大規模商業施設等の整備



Memo

事例報告

跡地利用特措法をめぐる問題と課題

— 跡地利用特措法成立に向けた本会の取組について —

〈報告者プロフィール〉



一般社団法人
沖縄県軍用地等地主会連合会

元会長 **浜比嘉 勇氏**

昭和61年9月 沖縄市議会議員

平成元年4月 沖縄市軍用地等地主会連合会評議員

14年4月 (社) 沖縄県軍用地等地主会連合会監事

14年9月 沖縄市議会議長

19年2月 沖縄市軍用地等地主会副会長

19年4月 (社) 沖縄県軍用地等地主会連合会理事

20年4月 (社) 沖縄県軍用地等地主会連合会会長

I 返還特措法の概要

II 跡地利用特措法における改正点

III 跡地利用特措法制定に向けた本会の取組

IV 今後の跡地利用に向けて

I 返還特措法の概要

- ・土壌汚染等の調査事項は政令に規定
- ・調査対象範囲は、国が調査を行う必要があると認める場所
- ・給付金の支給期間は返還日の翌日から3年間
- ・キャンプ桑江北側の返還(平成15年3月末)

II 跡地利用特措法における改正点

- ・那覇新都心(旧牧港住宅地区、昭和50年から62年に6回の部分返還)
- ・土壌汚染等の調査を法律に基づいて国の責務において実施
- ・返還が合意された区域の全部の調査を実施
- ・給付金の支給期間は引渡日の翌日から3年間

III 跡地利用特措法制定に向けた本会の取組

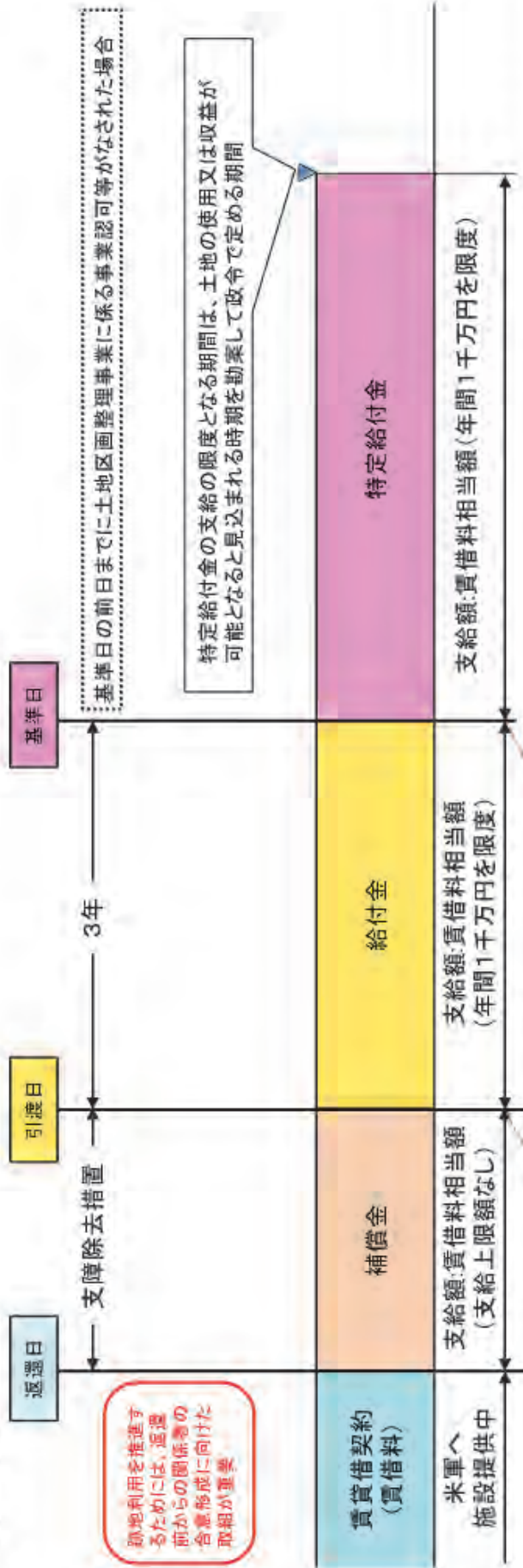
- ・県民一丸となったシンポジウムへの参加と総決起大会
- ・沖縄及び北方問題に関する特別委員会との協力と国会でのスピーチ
- ・沖縄県全体の問題という意識が大切

IV 今後の跡地利用に向けて

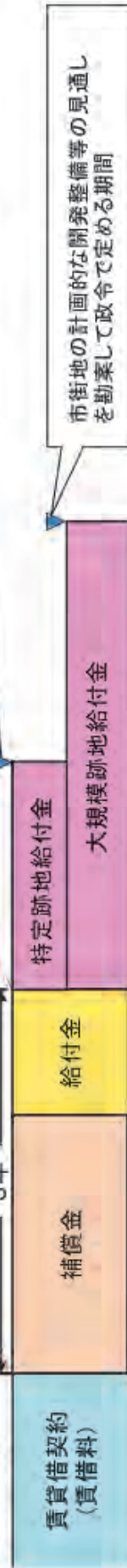
- ・法律の恒久化
- ・自衛隊施設の対象化
- ・給付金の上限1,000万円(属人主義)の撤廃

給付金制度の拡充について

【改正後】



【改正前】



改正のポイント

- 給付金の始期を、「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 特定跡地給付金・大規模跡地給付金の区分及び面積要件を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間

Memo

事例報告

返還された駐留軍用地の跡地利用に向けた地主会の取り組み

— 嘉手納飛行場跡地(上勢頭地区)における取り組み等について —



<報告者プロフィール>

一般社団法人
北谷町軍用地等地主会

会長 **喜友名 朝孝氏**

平成13年5月 北谷町軍用地等地主会監事

平成23年6月 北谷町軍用地等地主会会長

平成24年6月 (一社)沖縄県軍用地等地主会連合会理事

平成25年4月 沖縄県軍用地主政治連盟監事

平成29年4月 (一社)北谷町軍用地等地主会会長

I 返還跡地の開発以前の状況

II 土地区画整理組合の設立と地域づくり

III 組合役員の苦労と行政の協力支援、地主会との関わり

IV 今後の跡地利用へのアドバイス

I 返還跡地の開発以前の状況

- ・北谷村の全域が基地化
- ・復帰前後の度々の返還
- ・数回にわたる区画整理事業

II 土地区画整理組合の設立と地域づくり

1 上勢頭地区土地区画整理組合設立

- ・返還通知と境界線問題
- ・区画整理区域の確定

2 散在墓の移転と開発工事

- ・組合員の確定
- ・造成工事業者の選定
- ・造成工事開始

3 地権者の合意形成と地域づくり

- ・用途設定と目玉施設の誘致

III 組合役員の苦労と行政の協力支援、地主会との関わり

1 役員の苦労と行政の協力支援

- ・道路幅や墓の規模設定
- ・施行終了後の現況

2 軍用地主会と土地区画整理事業との関わり

- ・返還地主への支援

IV 今後の跡地利用へのアドバイス

Memo

Memo

事例報告

返還された駐留軍用地の跡地利用に向けた地主会の取り組み

— キャンプキンザー(牧港補給返還地区)の部分返還について —



<報告者プロフィール>

浦添市軍用地等地主会

会長 **宮城 健英氏**

平成20年5月 浦添市軍用地等地主会評議委員

平成22年5月 浦添市軍用地等地主会副会長

平成26年5月 浦添市軍用地等地主会会長

平成26年6月 (一社)沖縄県軍用地等地主会連合会理事

- I 牧港補給地区の概要
- II 牧港補給地区の返還事例及び返還計画に向けた地主会の取り組み
- III 今後の跡地利用の取り組みに向けたメッセージ

I 牧港補給地区の概要 (H30.12現在)

面積: 272.7ha (国有地: 29.5ha 10.8%、民有地 241.3ha 88.5%、県有地: 1.9ha 0.7%)

地主数: 2,707名

軍用地料: 5,151,000千円

II 牧港補給地区の返還事例及び返還計画に向けた地主会の取り組み

1 牧港補給地区の返還事例及び返還計画 (平成18.5.1以降)

2 平成20年11月13日日米合同委員会で返還合意

県道浦添西原線 (港川道路) 道路用地としての県の要請に伴い返還合意: 約3.47ha

3 平成25年4月5日沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を公表

(1) 必要な手続きの完了後に速やかに返還可能な地域

① 牧港補給地区の北側進入路

返還時期: 2013年度又はその後 (平成25.8.31返還)

返還面積: 約1ha

② 牧港補給地区の第5ゲート付近の区域

返還時期: 2014年度又はその後 (平成31.3.31返還)

返還面積: 約1.7ha

(2) 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

牧港補給地区の倉庫地区の大半を含む部分

返還時期: 2025年度又はその後

返還面積: 約129ha

(3) 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い返還可能となる区域

牧港補給地区の残余の部分

返還時期: 2024年度又はその後

返還面積: 約142ha

4 平成27年12月17日日米合同委員会で返還合意

国道58号を拡幅するため、同国道に隣接する土地

返還時期: 平成29年度中 (平成30.3.31返還)

返還面積: 約3ha

III 今後の跡地利用の取り組みに向けたメッセージ

Memo

Memo



一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会(土地連)

TEL: 098-923-2258

〒904-0103 北谷町字桑江129番地4

<http://www.okinawa-tochiren.jp>

土地連

検索